

## 第4回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和5年9月29日(金)午前10時00分より、第4回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

#### (出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 徳田 明子	3番 中林 和夫	4番 藤井 武雄
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	8番 中西 秀友	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	13番 清水 幹央
14番 寺川 勝之			

#### (欠席委員)

7番 佐原 敏

#### (農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 水谷 修

#### (事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

( 午前10時00分 開会 )

局長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。  
本日の定例総会に佐原委員から欠席の届がなされております。  
本日の定例総会は農業委員定数14名の内、出席委員は13名であり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。  
また、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。  
それでは、議事進行につきまして、会長よろしく願いいたします。

議長

それでは、ただ今から、第4回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日の議事録署名委員は、中西委員、今村委員のお二人をお願いいたします。  
現地調査委員につきましては、徳田委員と辻委員のお二人です。  
ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

はじめに、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。  
事務局より、説明願います。

局長

それでは、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。

地図は1ページとなります。  
本件につきましては、裁判所確定判決に基づく共有物分割に伴う持分移転となります。  
簡単に申し上げますと、地図の網掛け部分が当該地になりますが、元々は西側の隣接地を含む2者共有の一体の土地でしたが、判決に従って2筆に分割したうえで持分を移転し、それぞれ単独所有にするものです。  
この間の経過を説明させていただきますと、本件のように裁判所の確定判決に基づくものであっても持分を移転するためには農地法3条の許可が必要となります。  
通常であれば、農地の場合、3条許可のないものは法務局で持分の移転登記ができないはずですが、本件の場合、議案書の台帳地目欄のとおり、登記地目が山林であったことから、譲受人は農地法上の手続きを知らずに確定判決を基に既に持分の移転登記を終えております。

<p>議長</p>	<p>事務局では、生産緑地地区の買取り申出が本件譲受人名義で行われたことからこの事実を把握し、農地法3条の許可を得ないと持分移転の法的効力が生じないため、譲受人に手続きを行うよう指導を行ったところ、応じられたものです。このあとの全員協議会では、先ほど申し上げたように「買取り申出に係る斡旋」が議題として挙がっております。</p> <p>なお、当該地の隣接地については、今のところ動きはありません。</p> <p>以上です。</p> <p>続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>社会長職務代理者</p>	<p>報告します。去る9月25日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の広野町                      の利用状況につきましては、不作付地でした。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>元は竹林だったのでしょうか。</p>
<p>水谷推進委員</p>	<p>昔は畑でした。いったん駐車場にしかけたところ、農地なのでダメだということで戻されて、その後裁判になったようです。</p>
<p>小島委員</p>	<p>今は住宅街が広がっていますが、周辺も含めて、元々は畑が多かったところですよ。台帳地目が山林になっていますが、農業委員会はどういう関わりがあるんですか。</p>
<p>局長</p>	<p>登記地目が田畑以外であっても、農地台帳に登録されている土地であれば農地として農地法の手続きが必要になります。よって、本件につきましては今回のように対応をいたしました。</p>
<p>小島委員</p>	<p>台帳地目は山林ですが、元々は農地だったということですか。</p>
<p>局長</p>	<p>台帳地目欄は登記地目を表示しております。</p>
<p>小島委員</p>	<p>農地台帳には畑として残っていたということですか。</p>

局 長	農地台帳に登録されているものは農地という位置付けをしております。
議 長	<p>他にご意見等はありませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。</p> <p>地図は2ページとなります。</p> <p>本件につきましては、令和3年12月16日付で許可された営農型太陽光発電に伴う支柱及び引込電柱部分の一時転用許可に係る事業計画の変更手続きとなります。</p> <p>資材高騰対策として仕様を見直された結果、支柱数は当初60本であったものが72本に増えるものの、1本当たりの太さが見直され、転用面積は議案書のとおり2筆合わせて0.61㎡から0.33㎡に減少しております。</p> <p>また、モジュール枚数を270枚から204枚に削減しつつ、1枚当たりの容量を増強し、当初を若干上回る発電量を確保する計画で、費用も当初と同等の1600万円台に抑えられております。なお着工は本年11月ごろの予定とお聞きしております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。
社会長職務代理者	<p>報告します。去る9月25日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町 及び の利用状況につきましては、共に水稻が作付けされており、適正に管理されていまして。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>今後も引き続き下で水稻をされるんですよね。</p>
局 長	はい。
議 長	<p>何年か前に茶畑の上に営農型発電をしたいという農家がありました。しかし、高さもあるものなので風が吹いたらどうするのか、と話をしている最終的にやめることにされたんですが、営農型発電をしながらお米なんてできるんでしょうか。</p>
中西委員	面積からしたら小さいので、上に乗っているパネルも大きなものじゃないでしょう。
議 長	この内面積は足場だけですよ。
中西委員	電柱 1 本に対してパネルの大きさは畳 3 枚分もないと思います。
局 長	上に棚を作られまして、寸法は分からないんですが 2 0 4 枚の太陽光パネルを並べられるとお聞きしております。
議 長	まずパネル自体が重いですし、下で栽培をしようと思ったら機械が入る高さが必要ですよ。できる作物も大体決まってくると思います。
中西委員	当該地は 側と用水側のどちらに位置しているんでしょうか。
議 長	の南側ですね。
中西委員	にあるところですね。貸人も借人に建てさせてくれと頼まれているんだと思います。大丈夫なのかどうか貸人に聞いておきます。
今村委員	機械で入ろうと思ったら機械の高さもありますし、大変ですよ。
中西委員	高さは 3 m 以上あるんじゃないでしょうか。
中林委員	コンバインで通らないといけないし、一列ずつになりますよね。

中西委員	側なら入るところも問題ないでしょう。
井内委員	コンバインさえ入ったら大丈夫だと思います。
社会長職務代理者	柱があるので作業が大変だとは思いますが。
井内委員	桿長や畦について、またトラクターが入ることも念頭に置いて対応されるとは思いますが。収量は何割あれば良いのでしょうか。
局長	8割です。
議長	風が吹いたとき大丈夫なんでしょうか。
井内委員	基礎がしっかりしていれば大丈夫だと思います。
水谷推進委員	田んぼなので基礎は深いと思いますが、柱の部分に機械が接触しないようにしてもらいたいです。
議長	本人がやると言うなら、いけないとは言えませんね。
中林委員	今回取り付ける発電設備について、パンフレットとか写真等の資料はないんですか。
局長	添付書類の中にはありません。
水谷推進委員	今ソーラー設備の価格が上がっているんで、安物になりがちです。品質の悪いものを使うことによって、風等で倒れたりして周辺に迷惑が掛かることが起こらないか、そこだけは心配しています。許可するか否かについては、基準を満たしているのなら許可しないと仕方ないと思います。
議長	こんな風にするといったカタログやパンフレットはないんですよね。
局長	図面でしたらありますが、実際の施行イメージが分かるようなものではないかと思えます。
中林委員	ぶどう棚等よりももうちょっと高いようなイメージですが、どうでしょう。

局長	高さは2 m 8 0 c mあります。
次長	パネルの位置は斜交いにされたりするので、柱の寸法だけで見て2 m 8 0 c mになります。実際にダミーで杭を立てて、コンバイン等の操作性に支障がないかどうか実証はしたと聞いております。
藤井委員	これから営農型発電がいっぱいできてくるんじゃないでしょうか。
議長	巨椋池の中で太陽光発電なんてやれるんですか。
小島委員	前にも一度ありましたよね。
中林委員	それが本件の農地です。今回変更の申請で出されました。
小島委員	では、巨椋池で他にされているところはなく、ここが初めてになるんですね。
議長	もし本件が事例になれば、巨椋池全域で太陽光発電をとってしまうかもしれません。大丈夫なんですか。
小島委員	日陰でお米なんてできるのだろうかとは思いますが。私も山林の影でお米を作っていた時がありますが、日の当たるところとは生育も違いますし、小米がいっぱいできたりしました。実際には無理じゃないかと思うところもありますが、法律的にできるのであれば、許可せざるを得ないのかなと思います。
徳田委員	当該地でできるかどうかは所有者ご自身の問題ですが、会長の仰るように巨椋池全域でだんだんと太陽光発電ができてきたら、強風が生じた際等、周辺への影響はあるんでしょうか。
局長	台風等の災害によって影響が出てしまう場合も、考えられないことはないかと思えます。
徳田委員	自分の農地のお米が穫れるかどうかはご本人の問題ですが、周辺が心配ですね。
今村委員	隣接農地の日照権は大丈夫なんですか。

議 長	北側は ですし、 ですので日照権は大丈夫だと思います。
水谷推進委員	普通の農地と違って地際が深いところまでいかないといけません。周辺に迷惑が掛からないようにだけは、注意するように言っておいてください。
小島委員	隣は農地ですか。
議 長	農地です。
中西委員	太陽の位置によって日も当たるでしょうし、そんなに大きなものじゃなかったら、ずっと日陰になるわけではないと思います。
議 長	ただ、今までの収穫物から見て8割穫れないといけないんですね。
中西委員	パネルはその一角だけですよね。田んぼ全体に対しての収量8割でしたら、滅多に減ることはないと思います。
議 長	パネルは田一枚分あります。
中西委員	一枚分あるんですか。それで0.33㎡なんですか。
局 長	そちらは柱の面積のみとなります。
中西委員	では、下で田んぼをされるんですか。一部分だけだと思っていました。
局 長	はい、下で田んぼをされます。もちろんパネルもまばらに設置されますので、全体をびっしりと覆われるわけではありません。そういった工夫をして8割の収量を確保するとのことですよ。
中西委員	試験的にされるのでしょうか。
井内委員	市松状にパネルを置いていくような形でしょうか。それなら日当たりは大丈夫だと思います。
議 長	収量8割を穫れなかったときは、罰則があるのでしょうか。

次 長	宇治市農業委員会を通じて、京都府にどれだけ収量があったかということ毎年報告する必要があります。そこで8割に満たない場合は、何等かの対策をするようにと府から指導が入ることになります。
議 長	設備投資して、8割穫れなかったから撤去するように言ったところで撤去できないですね。
水谷推進委員	設備は借人が設置しますので、所有者の費用は掛かりません。
中林委員	太陽光発電による収入は借人で、貸人は賃料をもらうだけです。収量が減ったとしても、賃料が入ってくるので収入で見たら8割を超えるという計算になるのでしょうか。
社会長職務代理者	8割と報告すればそれまでとならないか心配です。
中林委員	その辺りの懸念もありますが、やってはいけないと言えないなら、幾らここで議論していても結局通すしかないですね。
議 長	当該地については ですので、景観はともかく言うほど大きな問題にはならないと思いますが、他のところ、例えば巨椋池のど真ん中でもできるものなのでしょうか。
中林委員	そういった案件が出てきたら困りますし、その件について議論したほうが良いですね。土地改良区の意見はどうなっているのでしょうか。
議 長	土地改良区の意見も聞かないといけないんじゃないですか。
次 長	今回は変更なのでありませんが、当初の申請には巨椋池土地改良区の意見書も添付していただいております。
水谷推進委員	儲かるかどうかは向こうの問題ですので、基礎をきちんとして周辺農地に飛んでいかないようにするとか、迷惑が掛からないようにだけはしっかりしていただきたいです。
議 長	他にご意見等はございませんか。

	<p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p>
	<p>次に「第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。</p>
	<p>地図は3ページとなります。</p>
	<p>本件につきましては、農地中間管理事業ではない利用権の新規設定で、期間は令和15年3月31日までとなります。議案書の利用状況欄で申し上げますと、畑では花木・花卉を、田では水稻を栽培される予定です。</p>
	<p>農用地利用集積計画の内容が旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、徳田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
徳田委員	<p>報告します。去る9月25日、事務局の案内で辻委員と現地調査に行っていました。</p>
	<p>番号1の槇島町の利用状況につきましては、畑で、野菜とヒマワリが植えられていました。</p>
	<p>槇島町の利用状況につきましては、畑で、アカシアと思われる花木が植えられていました。下草が多少生えておりました。真ん中には農業用倉庫としてパイプハウスがあり、農機具や資材が入れられておりました。</p>
	<p>槇島町の利用状況につきましては、水稻が作付けされておりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>異議なしの声</p> <p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは「第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」一括して4件をご説明申し上げます。</p> <p>まず、番号1及び2ですが、地図は4ページとなります。</p> <p>同一の譲渡人と譲受人によるもので、分譲住宅を合わせて12戸分、整備するための転用です。</p> <p>いずれも境界には見切り構造物により土砂流出を防止し、雨水は道路側溝へ排水されます。</p> <p>次に番号3ですが、地図は5ページとなります。</p> <p>露天駐車場16台分を整備するための転用で、隣接農地はありません。</p> <p>次に番号4ですが、地図は6ページとなります。</p> <p>分譲住宅7戸分を整備するための転用で、隣接農地はありません。</p> <p>いずれも、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>最後に別添資料(参考)と記載している資料をご覧ください。前回総会で報告させていただいた案件ですが、転用目的の計画変更届が提出されましたのでお知らせします。地図は裏面となっております。</p> <p>当初、転用目的を老人ホームとされていましたが、一旦、自社用の露天駐車場10台分を整備することのことです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>

(午前10時33分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_